

東海第二発電所
隣接事業所の敷地に係る対応について
(審査会合における指摘事項への回答他)

平成29年10月17日
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、の内容は商業機密又は防護上の観点から公開できません。

東海第二発電所の新規制基準適合性審査に係る、隣接事業所の敷地に関係する管理や運用に係る案件について下表のとおり整理する。No.1, 4及び5は、対応内容について相手先の合意が得られており、No.3は相手先に依頼中である。またNo.2は、隣接事業所敷地における管理を不要とした。

今後、相手先と合意内容に係る文書の取り交わしを行う。

表 東海第二発電所 隣接事業所の敷地に関する審査案件

No.	項目	内容	対応状況	該当資料	分類
1	外部火災(第6条)	隣接事業所の敷地に跨った防火帯の管理及び植生の管理	・隣接事業所の敷地と防火帯が重ならないよう見直し済み ・当社による植生管理に合意済み	資料1-1-3 (2017/9/7指摘)	審査会合での指摘事項に対する回答
2	竜巻(第6条)	隣接事業所の敷地にある車両等の飛来物の管理	設計方針を見直し、隣接事業所敷地からの飛来物の衝突に対して対象施設の機能を維持することから、隣接事業所敷地の管理は不要	資料1-1-6 (2017/8/24指摘)	
3	耐津波(第5条)	隣接事業所の漂流物の定期的な調査、仮設物等の情報入手	仮設物等の情報を適時入手できる仕組みの構築を依頼中	資料1-3-1 (2017/9/26指摘)	
4	要員参集 (技術的能力1.0)	隣接事業所内を経由した災害対策要員の参集及び通行障害時の障害物の撤去	参集時に隣接事業所を経由する運用について合意済み	本資料	追加の説明事項
5	可搬型SA設備保管場所、緊急時対策所設置場所等 (第43条,第61条他)	隣接事業所敷地を当社の土地として権利を得て、各施設等を設置・利用	設備設置に先立ち当社敷地として権利を得ることに合意済み	本資料	